

令和元年度社会福祉法人昭和村社会福祉協議会事業計画書

【基本方針】

全国社会福祉協議会（地域福祉推進委員会）が平成29年5月に改訂した「社協・生活支援活動強化方針（行動宣言と第2次アクションプラン）」では、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」に向けた社会福祉協議会（以下、「社協」という。）の事業や活動を進めるための行動計画として、①アウトリーチ（※1）の徹底、②相談・支援体制の強化、③地域づくりのための活動基盤整備（※2）、④行政とのパートナーシップ（※3）を掲げております。さらに、社協の地域性や地域の生活課題等を踏まえた活動の現状とともに、地域づくりのための施策の展開など、社協本来の役割を踏まえた取り組みのさらなる推進を図ることを目指しています。

国では今後の福祉改革の基本的概念として「地域共生社会の実現」を位置づけ、社会福祉法等において住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援することを示しております。

こうした情勢を踏まえ、本会としましては、今後目指すべき「地域共生社会の実現」に向けた施策・制度に主体的かつ積極的にかかわり、さらなる地域福祉の推進を図るべく、既存事業のさらなる展開や、新規事業の受託や実施に結び付けていかなければなりません。自治体を取り巻く情勢や本会の運営に必要な財源確保等、厳しい環境に置かれていることを十分認識し、限られた予算を最大限に活用しながら、以下の重点目標に沿って事業を推進し、本村における地域住民のさらなる福祉向上に努めてまいります。

（※1）アウトリーチとは、援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

（※2）地域づくりのための活動基盤整備とは、小地域における住民福祉活動の組織化や活動拠点の整備、住民主体による福祉コミュニティづくり、住民活動の拡充などをめざすこと。

（※3）パートナーシップとは、協力関係や共同、提携の意。

【重点目標－〇実施事項】

1. 社会福祉協議会の体制強化

①組織運営の透明性確保に努めます

- 理事会・評議員会の定期的開催（定例会・臨時会他）
- 各種委員会の随時開催
- 経理の透明性確保のための内部監査の実施（月次決算報告の徹底）

②役職員の資質向上と組織体制の強化に努めます

- 役職員の資質向上のため、研修会等への積極的参加及び資格取得の奨励
- 業務の効率化と事務分担の適正化

③財政基盤の確立に努めます

●会員の加入促進（一般会員・特別会員・賛助会員・村外協力会員）

- *寄附金税額控除対象法人を目指すため、対価性のない賛助会員及び村外協力会員の加入促進（平成28年度から平成32年度まで）

○各種補助・受託事業の検討

- *財源確保に向けた関係機関への積極的働きかけ

○積立金（福祉積立金及び運営積立金）の適正な管理と執行

- *社会福祉充実計画等に基づく計画的履行

○共同募金運動の積極的展開

- *地域内における福祉活動への積極的支援

○自主財源確保に向けた方策の検討

- *新規事業の開拓、既存事業の内容検討、各種団体事務の受託方法の検討（出納業務等の委託契約締結等）など

④その他体制強化に努めます

○定款及び諸規程の整備充実

- *法令遵守の立場から必要とされる諸規程の改定及び制定

○接遇マナーのさらなる向上（苦情等への対応を含む）

●新たな地域貢献活動の実施及び検討

- *村外協力会員帰省促進事業の実施（新規）

- *行政区との連携による地域支え合い交流事業（仮称）の実施検討（新規2⑥）

- *昭和村社会福祉法人等連絡会（仮称、※4）の設立検討（新規）

（※4）社会福祉法人等連絡会とは、社会福祉法人など相互の補完機能を醸成するため、定期的に意見交換等を行う機会を確保することを目的としています。

- *権利擁護センター（仮称）の設置に向けた検討（2③）

2. 地域福祉の推進

①調査及び要望活動の充実に努めます

○定期的な調査活動の実施とそれに基づく行政への要望活動

- *民生児童委員協議会との合同による地域及び住民の実態把握

②相談事業の強化に努めます

○心配ごと相談（福祉総合相談）の受け入れ

- *会津坂下町・西会津町・柳津町・三島町・金山町との相互受け入れの継続実施

◇事務局対応：担当職員による電話・来所・出張相談受付

◇心配ごと相談員（民生児童委員）対応：地域における個別相談受付

◇専門相談（弁護士：年1回／司法書士：年2回）

*福島県消費者行政活性化交付金の継続活用（村産業建設課連携事業）

○関係専門機関との連携による問題解決への取り組み促進（横断的対応）

③要援護世帯に対する経済的支援及び自立支援に努めます

○生活福祉資金貸付事業による要援護世帯への経済的支援及び自立支援

○生活安定資金貸付事業による要援護世帯への緊急的経済支援

○成年後見制度に関する啓発及び利用促進

○あんしんサポート事業による自立生活支援

○権利擁護センター（仮称）の設置に向けた検討

*あんしんサポート事業と成年後見制度の連続的实施へ向けた体制整備（法人後見体制整備に向けた準備検討）

④本会所有（管理）車両及び器具備品の利活用による住民の社会参加促進に努めます

○本会所有（管理）車両の利用促進及び効率的運行管理

○除雪支援事業における除雪機械機貸出事業の実施

○器具備品貸出事業（車椅子他）の実施

○村内介護事業所支援のための本会所有車両相互利用契約の締結継続

⑤ボランティア活動の推進に努めます

○ボランティア関連情報の提供及び交流の促進

*外部ボランティアの受け入れを通じた交流人口増加への取り組み促進（NPOとの協働により福祉の側面から交流人口の増加を目指す）

○ボランティアセンターにおける相談・登録あっせん事業の推進

*自主運営ボランティア団体への支援強化

○災害ボランティアセンター運営基盤の強化推進

*地域防災計画における社会福祉協議会の法的位置付けに対する要請等

⑥地域の福祉力向上促進に努めます

●昭和村生活支援体制整備事業の受託

*生活支援コーディネーターの配置による自助・共助に基づく地域づくり支援

*協議体及び事業所連絡会への定期的出席による地域づくりの方向性検討

*住民の主体的活動支援のための連絡調整の推進

●認知症地域支援推進員等設置事業の受託

*認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進（相談事業等による早期対応）

●地域の福祉力向上の促進

*行政区との連携による地域支え合い交流事業（仮称）の実施検討（新規）

A. 地域の福祉力向上を図るための小地域集いの場形成支援事業（仮称）

B. 地域見守り支援員設置支援事業（仮称）

C. その他小地域で住民生活を送るために必要な支援事業

*地域の福祉力向上を図るための住民支え合い事業の拡充強化検討

*緊急時及び災害時対応（要援護者避難支援を含む）における福祉救援体制の整備（民生児童委員協議会等との連携強化）

⑦共同募金活動の推進に努めます

○赤い羽根募金・地域歳末たすけあい募金の適正な実施と配分

⑧赤十字事業の推進に努めます

○義援金募集等の迅速対応及び献血事業の普及促進

⑨民生児童委員協議会との連携強化に努めます

○緊急連絡カード配備事業の配備普及

○福祉票の整備普及

⑩住民参加型在宅福祉事業の推進に努めます

○除雪支援事業（除雪支援及び除雪機械の貸出）の実施

*支援者確保に向けた支援策の検討継続

●除雪費助成事業の受託

*要支援世帯（高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯）への除雪費用の一部助成

○住民支え合い事業（ちょっとしたニーズへの対応）の実施

*対象者のさらなる増加と支援者確保への対策及び支援方法の検討継続

⑪その他地域福祉活動の推進に努めます

○一人暮らし高齢者世帯等対策事業の実施

*心配ごとの早期解消と孤立防止対策としての親睦事業の実施

○子ども会交流支援事業（少子化に伴う子ども会への活動支援）の実施

○よつばの会（小規模作業所）の運営支援（障がい者の地域生活支援）

*よつばの会受託事業（すみれ荘環境整備事業）への取り組み支援

3. 広報・啓発活動の強化

①定期的な広報活動の実施に努めます

○定期広報の発行

*社協だより「てのひら」：年4回

*「社協ニュース」：随時

*「こねっと！」：年12回（4②関係）

*広報しようわへの記事寄稿（生活支援コーディネーター関連）：年12回

○「ホームページ」の積極的運用

*広報媒体の充実による外部支援の誘致促進

②その他啓発活動の推進に努めます

○リサイクル運動の推進

*アルミプルタブ、書き損じ葉書、裏面リサイクル等

4. その他

①保健・医療等関係機関との連携強化に努めます

○各種支援方策検討に係る横断的協議の積極的実施及び具体的施策への反映

●地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定の一体的推進

②事業の広域化検討を行います

○実施事業の整理及び広域的实施が可能な事業の協議検討

③団体事務の適正な実施に努めます

○内部監査の定期的実施

④その他本会の目的達成のために必要な活動や事業の推進に努めます

○物品購入に係る村内業者等の積極的活用